

島田市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成31年1月29日

島田市監査委員 平 林 健 互
島田市監査委員 森 伸 一

島産農第834号
平30年12月28日

島田市監査委員 様

農 林 課 長

平成30年度定期監査結果に対する措置状況について（報告）

平成30年11月28日付け島監第59号による平成30年度定期監査結果に対する措置状況について、別紙のとおり報告します。

○指摘事項1（指摘：電子メール及び個人情報の管理について）

区 分	内 容
指摘内容	<p>農林課が業務上使用していたフリーメールにおいて、個人情報第三者からの不正アクセスにより漏洩した可能性がある事案が発生した。今後、こうした事案が生じないよう情報セキュリティポリシーを確実に遵守し、個人情報を適切に管理した上で、再発防止に努められたい。</p>
措置状況	<p>今回の事案は、フリーメールを使用した職員がルールを知らず、便利で合理的な手段として使用していたことが原因であった。</p> <p>発覚後、フリーメールの使用を禁止するとともに、今回の事案について、課内で反省会を開催し、再発防止のために、情報セキュリティポリシーの内容を確認し、遵守を徹底するよう、意志統一を図った。</p> <p>また、個人情報保護についても、取扱いに十分注意するよう再認識するとともに、職員相互に管理徹底を常時指摘しあうこととした。</p> <p>これらについては、課内連絡会や係内打合せ、及び朝礼等で常に注意喚起をしていく。</p>